

令和3年度 定例監査の結果に基づく措置状況

1 知事

(1) 本庁

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|-------|-----|
| 1 | 総務局 | 1 |
| 2 | 環境県民局 | 1 |
| 3 | 商工労働局 | 2 |
| 4 | 農林水産局 | 3 |
| 5 | 土木建築局 | 3 |

(2) 地方機関

| 番号 | 機 関 名 | 所管部局 | ページ |
|----|--------------|-------|-------|
| 6 | 西部総務事務所 | 総務局 | 4 |
| 7 | 東部総務事務所 | | 5 |
| 8 | 北部総務事務所 | | 6 |
| 9 | 西部こども家庭センター | 健康福祉局 | 7 |
| 10 | 県立呉高等技術専門校 | 商工労働局 | 7～8 |
| 11 | 広島障害者職業能力開発校 | | 8 |
| 12 | 西部農林水産事務所 | 農林水産局 | 9～10 |
| 13 | 東部建設事務所 | 土木建築局 | 10～13 |
| 14 | 北部建設事務所 | | 13～14 |
| 15 | 小瀬川ダム管理事務協議会 | | 14～15 |

(3) 財政的援助団体

| 番号 | 機 関 名 | 所管部局 | ページ |
|----|------------------|-------|-----|
| 16 | 一般財団法人休暇村協会 | 環境県民局 | 16 |
| 17 | 公益財団法人ひろしまこども夢財団 | 健康福祉局 | 17 |
| 18 | 広島県職業能力開発協会 | 商工労働局 | 18 |

2 企業局

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|-------|-----|
| 1 | 企業局 | 19 |

3 議会事務局

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|-------|-----|
| 1 | 議会事務局 | 20 |

4 教育委員会

(1) 本庁

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|----------|-------|
| 1 | 教育委員会事務局 | 21～23 |

(2) 地方機関

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|--------------|-------|
| 2 | 教育センター | 24 |
| 3 | 歴史民俗資料館 | 24～25 |
| 4 | 県立呉三津田高等学校 | 25 |
| 5 | 県立海田高等学校 | 26 |
| 6 | 県立賀茂北高等学校 | 27 |
| 7 | 県立安芸府中高等学校 | 28 |
| 8 | 県立広島歴史学園高等学校 | 29～36 |
| 9 | 県立呉南特別支援学校 | 36～37 |

5 公安委員会

地方機関

| 番号 | 機 関 名 | ページ |
|----|---------|-------|
| 1 | 広島中央警察署 | 38 |
| 2 | 広島西警察署 | 39～40 |

【知事】

1 総務局 (監査年月日：令和3年8月11日)

| 令和3年度 監査結果（指摘事項） | |
|--|--|
| 【財産調査について】 財産管理課の長は、財産の管理及び処分の適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産（立木を除く。）の実地調査計画を立て、その職員をして実地調査をさせるものとされているが、行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（財産管理課） | |
| 根 拠 広島県公有財産管理規則第5条 | |
| 措置の内容（令和4年度報告分） | |
| 【原因】 平成27年度まで財産調査を実施していたが、平成28年度以降、本府舎、地方機関府舎の耐震改修工事に伴い業務量が増加したこと、令和2年度以降については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことから、規則に基づく財産の実地調査の実施ができていなかった。 | |
| 【措置内容】 実地調査について、令和3年度から再開し、令和4年2月10日に西部総務事務所呉支所、同月18日に西部総務事務所東広島支所において実施した。 調査では、現地において、事前に提出された書類に基づく担当者へのヒアリング、財産台帳と現地との照合、敷地境界の確認などを実施した。 実地調査は、公有財産の適正な管理を継続していくために重要な取組であることから、今後も継続して取り組む。 | |

2 環境県民局 (監査年月日：令和3年10月14日)

| 令和3年度 監査結果（指摘事項） | | | | |
|---|-------------------|----------|-----------|---------|
| 【行政財産使用料の徴収について】 行政財産使用料の徴収について、令和3年度分の収入手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい（文化芸術課）。 | | | | |
| 使用許可財産 | 許可内容 | 許可開始日 | 許可終了日 | 使用料（年額） |
| 土地（広島県民文化センター） | 電柱（1本） | 令和2年4月1日 | 令和7年3月31日 | 1,500円 |
| | 電力ケーブル | 令和2年4月1日 | 令和7年3月31日 | 1,500円 |
| 根 拠 | 行政財産の使用料に関する条例第4条 | | | |
| 措置の内容（令和4年度報告分） | | | | |
| 【原因】 許可更新状況リストにより、許可案件を一覧で管理していたが、本件使用許可については、許可時にリストへの反映を失念していたことから、徴収事務に漏れが生じた。 | | | | |
| 【措置内容】 納入通知書を発行し、当該行政財産使用料を徴収済み。また、行政財産使用許可案件のリストについて再度の見直しを行った。 今後は、複数人でリストを管理するほか、リストの所在や今回の指摘内容を引継書に含めて、事務引継を行うことで更新漏れを防ぎ、確実に徴収を行う。 | | | | |

3 商工労働局 (監査年月日：令和3年10月12日)

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【契約に係る事務処理について】

当該契約については、物置の購入・設置、その物置への什器備品の移動・運搬収納、室名表示の修正、配線用モールの設置といった複数の業務を組み合わせて、一括で発注したものであるが、契約に係る事務処理について、次のとおり改善を要する事項があった（イノベーション推進チーム）

| | |
|-----|------------------------------|
| 契約名 | ひろしま産学共同研究拠点屋上物置設置等業務（令和2年度） |
|-----|------------------------------|

ア 相手方の選定について

複数の業務を一括して発注する場合においては、そのうちの主要な業務に対応する契約種目の有資格者を選定する必要があるが、主要な業務に対応する契約種目が明確でなかった。受注者の要件設定は、契約の適正な履行を確保するために必要な事項であることから、主要な業務を明確にし、その業務に対応する契約種目を適切に定める必要がある。

また、2者による見積合わせを実施しているが、落札者以外の見積書を徴した相手方は、物品調達及び委託・役務業務の入札参加資格を有していなかった。随意契約をするに当たっては、主要な業務内容に対応する契約種目の有資格者複数から見積書を徴取し、契約の公平性、競争性の確保に努める必要がある。

| | |
|----|----------------------------------|
| 根拠 | 物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領第8条、附則1 |
|----|----------------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

執行伺いチェックリストへ「委託業務において複数の業務を一括して発注する場合」のチェック項目を追加し、確認漏れを防止する措置を講じた。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【契約に係る事務処理について】

当該契約については、物置の購入・設置、その物置への什器備品の移動・運搬収納、室名表示の修正、配線用モールの設置といった複数の業務を組み合わせて、一括で発注したものであるが、契約に係る事務処理について、次のとおり改善を要する事項があった（イノベーション推進チーム）

| | |
|-----|------------------------------|
| 契約名 | ひろしま産学共同研究拠点屋上物置設置等業務（令和2年度） |
|-----|------------------------------|

イ 契約により取得した物品の取扱いについて

当該契約において、物置を設置しているが、物品と考えられることから、広島県物品管理規則に基づく措置を講じる必要がある。

| | |
|----|---------------|
| 根拠 | 広島県物品管理規則第13条 |
|----|---------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

財産管理台帳を整備し、備品登録した。

執行伺いチェックリストへ「委託により物品を取得する場合」のチェック項目を追加し、確認漏れを防止する措置を講じた。

4 農林水産局 (監査年月日：令和3年8月4日)

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【委託契約における事務処理について】

次に掲げる委託業務は、早生樹母樹林保全・整備に係る事業であるが、対象が全て同一区域であり、合理的な理由なく3件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、見積合せにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。（林業課）

| | |
|-----|---|
| 業務名 | 早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理道補修） 早生樹母樹林保全・整備事業（不要木撤去） 早生樹母樹林保全・整備事業（森林管理歩道整備） |
|-----|---|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

昨年実施された監査結果において、委託契約における事務処理について指摘されたところであり、今後については、「委託・役務業務契約事務の手引」の内容等を踏まえて、県民に疑念を生じさせることのない委託契約事務を行うこととしている。

5 土木建築局 (監査年月日：令和3年8月5日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【貸付財産の管理について】

次の財産について、貸付の手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）

| | |
|-----|----------------------|
| 財 産 | 建物（宇品港湾ビル） |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条、第64条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

宇品港湾ビルの待合所が行政財産のため、広島県公有財産管理規則第68条の適用除外に該当するものとして登録していなかったため。

【措置内容】

速やかに財務会計システムの貸付台帳へ記録管理を行い、財産管理課への報告を行った。令和3年度以降、同様の事案が生じないよう、担当者のみならず副担当者等も含めた組織的な確認体制をとっている。

6 西部総務事務所 (監査年月日：令和3年11月5日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る消火器及び自動火災報知設備（3種）の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

| | |
|-----|--------------------------------|
| 契約名 | 広島県呉庁舎設備保全及び清掃等業務（令和3年度～令和5年度） |
|-----|--------------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

第1庁舎集約の際に第2庁舎内の改修に伴う消防用設備等の設置・移設工事による変更内容を特記仕様書に反映していなかったため、数量に誤りが生じた。

【措置内容】

委託業者と消火器及び自動火災報知設備（3種）の現物と特記仕様書の数量を確認し、特記仕様書の内容について契約書で定める業務内容変更協議（仕様書等変更通知）を行った。

今後は委託業者と現物確認による消防用設備等の配置図を作成し、消防用設備点検報告書が提出された際には消防用設備等の配置図と照合し履行確認を行う。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ フロン類を使用した機器の点検について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検を行うこととなっているが、冷蔵冷凍機器について、令和元年11月以降、簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。

（西部総務事務所総務第二課）

| | |
|-----|---|
| 根 拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号） |
|-----|---|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」及び「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」についての理解が不十分であったため、簡易点検の実施及び記録簿の作成を失念していた。

【措置内容】

指摘後、令和3年10月から3か月毎に簡易点検を実施し、簡易点検記録簿を作成した。

令和4年度からは、庁舎総合管理業務委託に当該点検を含め、実施しており、点検の内容については、担当者による確認に加え、副担当者及び上司によるダブルチェックを行っている。

7 東部総務事務所 (監査年月日：令和3年10月27日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【交通費の支出に係る節の区分について】

常時の資金前渡において、水防勤務に係る交通費（新幹線代）を役務費ではなく使用料及び賃借料の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。（東部総務事務所）

| | |
|-----|---------------|
| 根 拠 | 広島県予算規則第3条第2項 |
|-----|---------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

水防勤務に係る交通費（新幹線代）の支出において、節の適用を誤認していた。

【措置内容】

当該支出に係る節を速やかに更正するとともに、マニュアル等に沿った事務手続きを再確認し、所属内で内容を共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【常時の資金前渡に係る出納について】

複数の事務所及び節に係る常時の資金前渡を管理しているが、経費の支出に際して資金前渡の残額が不足する場合に、他の事務所の資金前渡又は異なる節から一時的に借用した上で支払いを行っており、追加で資金を受入れた後に、借用した額を返金する処理が複数見受けられた。常時の資金前渡においては、交付を受けた資金の事務所間もしくは節間の貸し借りは想定されていないことから、安易に行うことなく、増額する必要がある場合は所定の手続により行い、また、残額に留意した上で、以後に支払が予想される額について速やかに追加交付を行うなど、適切な事務処理を行う必要がある。（東部総務事務所）

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

防災勤務時及び重大な動物感染症発生時に突発的で多額の資金需要が生じたことから、事案発生時期を予測の上、事業事務所別及び科目別の常時の資金前渡額の残額及び実績等に基づく所要見込額に留意し、常時の資金前渡額に不足が生じないよう速やかな追加交付を行っている。

8 北部総務事務所 (監査年月日 : 令和3年10月22日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【工事の施工管理に必要な事務手続について】

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「現場代理人及び主任技術者等の氏名等の通知」や「請負代金内訳書」、「施工体制台帳」等の提出を受注者から受けとれず、建設工事執行規則等に基づく事務手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(北部総務事務所)

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第14条第1項、第20条第1項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者の事務手続の経験・知識不足により、受注者から提出を受けるべき書類について適切な把握・確認ができていなかった。

【措置内容】

所内会議において当指摘事項を共有し、関係法令やリスク評価シートについての再確認を促すこととした。

また、財産管理課、営繕課、北部建設事務所等から検査の実施方法等の技術的な助言を求め、引き続き「監督段階におけるチェックシート」等を参照しながら、正副担当者によるダブルチェックの徹底を図ることとした。

令和3年度 監査結果 (改善を求める事項)

【工事請負契約に係る事務処理について】

次の工事請負契約において、予定価格が随意契約によることができる上限額を超えて、知事が定める受注者の資格認定を受けていない建設業者と1者随意契約を行っているが、随意契約の相手方となる者は原則として資格認定を受けている者でなければならない。

また、1者による随意契約の相手方選定においては、施工能力や非代替性について、客観的かつ具体的に検証し、明確にする必要がある。(北部総務事務所)

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 契約名 | 三次庁舎第3庁舎空調機エアハン整備（インバータ取替）工事（令和2年度） |
|-----|-------------------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

工事請負契約の発注担当者に対しては、関係法令の確認を徹底させるほか、入札実施前や見積合わせ前には、当該業者の資格の確認を徹底させることとした。

また、対応可能な受注者が入札参加資格を持たない1者のみで、1者随意契約とせざるを得ない場合は、「工事請負契約における随意契約のガイドライン」を参考に随意契約理由を明確にした上で、資格のない業者と随意契約を締結することについて、建設産業課に協議し、妥当性を判断してもらうこととした。

9 西部こども家庭センター (監査年月日：令和3年11月26日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【工事の施工管理に必要な事務手続について】

次の工事請負契約において、工事の施工管理に必要な「請負代金内訳書」や「工事履行報告書」の提出を受注者から受けておらず、建設工事執行規則に基づく事務手續が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 契約名 | 広島県西部こども家庭センター電話交換機等設置工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第14条第1項、第21条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

工事請負契約の事務処理において、工事の施工管理の認識が不足していた。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、建設工事執行規則等を確認し、チェックシートを活用することについて、所属内で共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

10 県立呉高等技術専門校 (監査年月日：令和4年1月31日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【委託事務における決裁権者の誤りについて】

次の委託契約において、変更契約の締結を課長決裁で行っていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|------------------------|
| 契約名 | 一般廃棄物処理業務（令和2年度～令和4年度） |
| 根 拠 | 呉高等技術専門校決裁規程第4条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

決裁規程の解釈において、変更契約伺い時の未執行（未確定）期間の金額で決裁権者を判断したため。

【措置内容】

契約担当者及び副担当者へ決裁規程の「一件」の解釈を再周知し、変更契約であっても契約期間全体で判断するよう確認を行い、組織全体なチェック体制の強化を図った。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

根 拠

広島県文書等管理規程第 20 条

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

契約担当者及び副担当者へ現行の文書等管理規程を周知し、文書管理システムによる起案文書の再確認を行った。

支出マニュアルも再周知し、文書管理システムによらない事務処理の確認も行い、組織全体なチェック体制の強化を図った。

11 広島障害者職業能力開発校 （監査年月日：令和3年12月20日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検を実施することとなっているが、次の使用機器について、平成30年12月以降、簡易点検を実施していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 室外機 1 台 |
| 根 拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

フロン類使用第一種特定製品について、平成 30 年に点検・見直しを実施した際、当該機器を職員による簡易点検の対象外である家庭用空調機器と誤認したことによる。

【措置内容】

職員調査での指摘後、当該機器が、フロン類使用第一種特定製品であることを確認した。

フロン類使用第一種特定製品の機器台帳に再度登録するとともに、職員による簡易点検を令和3年12月3日に実施し、異常がないことを確認した。

今後は、3か月ごとの職員による簡易点検を確実に実施する。

12 西部農林水産事務所 (監査年月日：令和3年11月5日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 委託事務における決裁権者の誤りについて】

委託契約における事務において、決裁権者を誤ったまま事務処理を行っているものがあった。各業務の決裁区分を事業所内で周知し、適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所東広島農林事業所）

| | |
|-----|---|
| 業務名 | 県営ほ場整備事業東高屋地区 実施設計業務 (身分証明書交付、再委託の承認) 令和3年度県営ほ場整備事業戸野地区 換地処分等事務委託業務 (再委託の承認) |
| 根 拠 | 広島県西部農林水産事務所決裁規程 別表2 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

委託業務執行における業務項目毎の決裁区分について、担当者の認識不足であったことと、決裁段階で所属内の留意不足であったこと。

【措置内容】

再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知するとともに、業務項目毎に決裁区分を明示した「執行関係書類等一覧表」を所属内で周知徹底することで事務処理の適正化を図った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 委託契約における再委託について】

次の委託契約において、契約に再委託の定めがないにもかかわらず、契約の相手方である町が再委託を行っていた。適正な事務処理に努められたい。（西部農林水産事務所）

| | |
|-----|------------------------------------|
| 業務名 | 自然公園等維持管理事業 西中国山地国定公園（臥竜山麓八幡原公園地区） |
| 根 拠 | 広島県契約規則第6条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

市町に委託する場合は、再委託の定めは不要と誤認していた。

【措置内容】

令和4年度から、委託契約書に再委託の定めを盛り込むこととした。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（西部農林水産事務所呉農林事業所、東広島農林事業所）

| | |
|-----|----------------|
| 根 拠 | 広島県文書等管理規程第20条 |
|-----|----------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

広島県文書等管理規程について、管理職及び職員に対して再度周知徹底を図った。

その上で、年度をまたぐ事務処理であっても、文書管理システムを使用し、起案文書を作成することを徹底する。（呉農林事業所）

文書管理システムの意義と目的を所属全体に周知し、同システムの具体的な使用方法を担当者に丁寧に説明したうえで活用を促し、文書管理事務の適正化を図った。（東広島農林事業所）

13 東部建設事務所 （監査年月日：令和3年10月27日、令和4年1月7日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 行政財産の使用許可に係る事務処理について】

次の行政財産の使用許可について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

| | |
|-----|--|
| 財 产 | 急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地（支線1条） 箱田川西中条局舎（電柱1本） |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条、第64条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者の認識不足と組織的なチェックが行われていなかった。

【措置内容】

財務会計システムへ登録するなど所定の手続きを行った。

担当部署の職員に対して、指摘事項の内容とともに、行政財産使用許可に当たっては、財務会計システムを使用して手続を行い、使用許可台帳に記録管理し、必要に応じて財産管理課へ報告するよう周知した。

再発防止策として、財務会計システムのマニュアルの写しを申請書綴に添付した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 行政財産の使用料の徴収について】

次の行政財産の使用料の徴収について、(ア) 及び (イ) のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

(ア) 岁入科目を施設使用料として徴収すべきところ、誤って、雑収として徴収していた。

| | |
|-----|--|
| 財 産 | 急傾斜地崩壊危険区域 横引地区急傾斜施設用地（支線1条） 箱田川西中条局舎（電柱1本） |
| 根 抱 | 行政財産の使用料に関する条例第1条 広島県予算規則第3条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者の認識不足と組織的なチェックが行われていなかった。

【措置内容】

施設使用料として正しく調定している。

担当部署の職員に対して、指摘事項の内容とともに、行政財産使用料の歳入科目について、周知した。

再発防止策として、調定調書の写しを申請書綴に添付し、誤った歳入科目を設定することのないようとした。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 行政財産の使用料の徴収について】

次の行政財産の使用料の徴収について、(ア) 及び (イ) のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

(イ) 収入手続が遅延しているものがあった。

| 使用許可財産 | 使用許可内容 | 納期限 | 調定調書の入力日 | 使用料（年額） |
|--------|-------------------|-----------|-----------|---------|
| 土 地 | 支線1条 | 令和2年4月30日 | 令和2年5月15日 | 1,500 円 |
| 土 地 | 電柱1本 | 令和2年4月30日 | 令和2年5月20日 | 1,500 円 |
| 根 抱 | 行政財産の使用料に関する条例第4条 | | | |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者が請求を失念しており、組織的なチェックが行われていなかった。

【措置内容】

担当部署の職員に対して、指摘事項の内容について、周知した。

再発防止策として、担当者・係長の二人体制で進行管理している。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 備品の管理について】

次の備品に係る処分について、(ア) 及び (イ) のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

| | |
|-----------------------|---------------|
| 備 品 | 凍結防止剤散布装置 1台 |
| (ア) 不用の決定を行わずに処分していた。 | |
| 根 抱 | 広島県物品管理規則第27条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者が事務処理を誤り、また、組織的なチェックもできていなかった。

【措置内容】

備品を管理する部署の職員に対して、指摘事項の内容とともに、備品の処分時の手続方法について、周知した。

再発防止策として、課長以上の職員に対しては、備品処分時の手續に遺漏を発生させることのないよう、所内の会議で注意喚起を行い、各課員へ周知した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 備品の管理について】

次の備品に係る処分について、(ア) 及び (イ) のとおり、不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所）

| | |
|---|--------------|
| 備 品 | 凍結防止剤散布装置 1台 |
| (イ) 物品出納職員に対して処分に係る払出の通知をしていなかったため、備品出納簿から削除されなかった。 | |
| 根 抱 | 広島県物品管理規則第8条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

担当者が事務処理を誤り、また、組織的なチェックもできていなかった。

【措置内容】

所定の手續を行い備品出納簿から削除した。

再発防止策として、課長以上の職員に対しては、備品処分時の手續に遺漏を発生させることのないよう、所内の会議で注意喚起を行い、各課員へ周知した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【エ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。（東部建設事務所三原支所）

| | |
|------|---|
| 使用機器 | ウォータークーラー（冷水機）1台 |
| 根 抠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

ウォータークーラーが第一種特定製品と認識しておらず、簡易点検の実施や記録簿を作成していなかった。

【措置内容】

簡易点検を実施し記録簿を備えた。

また、故障により使用していないため、第一種フロン類回収業者の登録を有する産業廃棄物処理業者にウォータークーラーの処分の見積もりを依頼しており、今年度中に処分する。

14 北部建設事務所 （監査年月日：令和3年12月20日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【行政財産の管理について】

次の財産について、使用許可期間満了後、更新手続を行わないまま使用を継続させていた。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所庄原支所）

| | |
|-----|-----------------|
| 財 产 | 急傾斜地崩壊危険区域成の坂地区 |
| 根 抠 | 広島県公有財産管理規則第25条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

旧来の紙決裁を継続していたこと、かつ、5年更新の案内を失念し、また、使用者からの申請も行われなかつたため、更新漏れとなり未手続きのまま使用させていた。

【措置内容】

令和4年1月27日付けで、使用者（庄原市下水道課）から新規申請を受理し、同年2月8日付けで許可するとともに、財務会計システムへの登録を行った。

今後は、道路法等に基づく占用許可時に使用している公物占システムへも仮登録し、許可期限到来を明確化することにより、担当が替わっても遺漏なく事務処理できるよう改善を図ることとした。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとして、1者随意契約を行っているが、競争入札に付した場合に不利であると認める理由が明確にされておらず、適用が妥当であるかの判断ができない。随意契約を行う場合は、その適用について慎重に判断し、その根拠とした理由についても、県民の理解が得られるよう客観的かつ合理的なものとするように努める必要がある。（北部建設事務所庄原支所）

| | |
|-----|---|
| 契約名 | 主要地方道西城比和線地質調査業務委託(道路改良・単独)(令和2年度) 一級河川江の川水系大内谷川通常砂防工事に伴う業務委託(令和2年度) |
| 根 拠 | 令和2年5月1日会計管理部総務事務課長通知 委託・役務業務において随意契約を行う場合の留意点について |

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

随意契約を行う場合は、その根拠とした理由を明確に記載したうえで、客観性及び合理性を慎重に判断し事務処理を行う。

15 小瀬川ダム管理事務協議会（監査年月日：令和4年3月1日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【書損した小切手の廃棄方法について】

書損した小切手を廃棄する際には、当該小切手をそのまま小切手帳に残しておかなければならぬところ、小切手帳から小切手を切り離して別に保管していた。

また、書損した小切手への記載内容が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------------|
| 根 拠 | 小瀬川ダム管理事務協議会財務要綱第21条 |
|-----|----------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

書損した小切手の取扱いを誤認していたこと、及びチェック体制が十分でなかつたこと。

【措置内容】

小瀬川ダム管理事務所長（以下、所長）が財務要綱の内容を再確認し、今後誤りがないよう指導を行った。

また、担当者が小切手を振り出すときは、所長の確認を受けることでチェック体制を強化するとともに、小切手への記載内容や廃棄する場合の取扱いについて、業務引継書に記載することで、再発を防止する。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【協議会の規程類の整備について】

物品（郵便切手など）の管理について、小瀬川ダム協議会の規程類に取扱いや様式の定めがないものがあった。

このような小瀬川ダム協議会の規程類に定めがない場合は、小瀬川ダム管理事務協議会規約により会長の属する県の定める規程等により行うこととされているが、そもそも物品の管理などは県によって取扱いが異なるため、2年毎に会長が交替する協議会においては、運用が困難であることから、協議会独自の取扱いを定めるなど、必要な措置を講じ、事務処理が規程類に基づき適正に行われる必要がある。

また、行政財産の使用許可を協議会の会長名で行っているが、会長名で使用許可を行うことについては疑義があることから、根拠を明確にした上で事務処理を行う必要がある。

更には、協議会職員取扱要領の見直しが行われておらず、規程と現状が乖離しているものや最終改正から50年以上経った規程もあることから、速やかに規程類を見直すなど、適切な措置を講じる必要がある。

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

物品の管理において、協議会の規程類に取扱いや様式の定めがないものについては、小瀬川ダム管理事務協議会処務規程第12条に基づき、所長が管理事務所の運営に必要な帳簿を定めた。

行政財産の使用許可については知事名で行う必要があったが、小瀬川ダムについては全て河川区域に当たるため、河川法24条（土地の占用の許可）による許可を河川管理者名で行うこととした。なお、現在行っている許可については全て河川区域内の土地のため、河川占用の許可を行っている。

また、協議会の規程類について、見直しを行い、山口県との覚書、協議書、及び小瀬川ダム管理事務協議会職員取扱要領を改正した。

令和3年度 監査結果 (改善を求める事項)

【施設・設備の安全性の確保について】

敷地内の公衆便所や野外ステージが損傷しているが、修繕も撤去もされず数年が経過しているほか、多目的ホール入口の階段が腐食・破損したり、ケビンのベランダの一部が腐食するなど、利用者の安全面で課題がある。

これらについては、現状をよく把握し、早急に所管課と修繕や取替・撤去等について協議し、実効性のある適切な対応をする必要がある。

また、当施設の管理運営は当財団が行っているが、公の施設における利用者の安全確保については、施設の設置者としての県には大きな責任がある。

したがって、施設の設置者である所管課と当財団で、帝釈公園施設の管理運営について共通認識を図った上で、利用者の利便性と安全性の確保を念頭に、対症療法的な修繕や撤去ではなく、長期的な視野に立って、今後の帝釈公園施設の維持管理に取り組む必要がある。

措置の内容 (令和4年度報告分)

【措置内容】

帝釈公園施設（公衆便所及び野外ステージ、多目的ホール、ケビン、計4箇所）については、応急的な対応として、令和4年2月に、立入禁止表示の設置、手すりの撤去や部材の交換を実施したところであります。引き続き、指定管理者と協議を行いつつ、本格的な対応に向け検討を継続的に進めており、令和5年度中の予算措置ができるよう対応することとしている。

また、今後の帝釈公園施設の維持管理については、これまでの年2回実施の定期点検に加え、危険箇所を早期発見するための目視、触診による点検を毎月実施するとともに、課題のある施設については中長期的に計画的な修繕や設備等の更新を行うなど、適切な維持管理に向けた取組を行うこととしたところである。

これらの取組を通じ、必要となる修繕が適切に行われ、安全で快適な施設の利用ができるよう、取組を進めて参りたい。

17 公益財団法人ひろしまこども夢財団 (監査年月日：令和4年3月1日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【リース取引における会計処理について】

リース取引の処理方法に係る公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程の内容が、公益法人会計基準に適合していなかった。また、これにより、次の資産計上が必要なリース物件が貸借対照表に計上されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-------|---|
| リース物件 | デスクトップパソコン8台、レーザープリンター1台、無線LAN1台、NAS（バックアップソフトを含む）1台 |
| リース期間 | 令和2年4月1日～令和4年3月31日 |
| 根 拠 | 企業会計基準 第13号 リース取引に関する会計基準 9, 10 内閣府 公益法人インフォメーションFAQ 問VI-4-②（会計基準） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

当財団の「会計処理規程」におけるリース取引の処理方法については、公益法人会計基準に適合した内容になっていたことを認識していなかった。

【措置内容】

今回の指摘を受け、「会計処理規程」の内容を見直し、改正を行った。また、改正を踏まえた事務処理について確認するとともに、法人内でその内容を共有し理解の徹底を図った。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【契約における事務処理について】

次の契約において、原議に理由の記載がないまま随意契約を行っていた。公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程は売買、賃貸借、請負その他の契約については一般競争入札を原則としている。随意契約を行う場合には、会計処理規程第32条の何号に該当するのかを明確にし、客観的かつ具体的な理由を明確にするなど、契約の競争性・公平性の確保に努める必要がある。

| | |
|-------|---|
| 契 約 名 | オンライン「おしゃべり広場」に係る感染症予防絵本制作業務 パソコン機器等賃貸借・保守契約 |
| 根 拠 | 公益財団法人ひろしまこども夢財団会計処理規程第30条、第32条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

再発防止のため、法人内で今回の指摘事項を周知し、事務処理について再確認を行うことにより理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【補助金実績報告における事務処理について】

次の補助金における実績報告書に添付する経費明細及び経費明細内訳において、対象経費である職員人件費(扶養手当)の確認が不十分なものを計上していた。適正な実績報告となるよう、事務処理を改善する必要がある。

補助金名

令和2年度広島県職業能力開発協会費補助金

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

扶養手当の現況調査において、扶養親族の収入の確認を客観性の高い「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書」、または支払者が明記された「源泉徴収票」等の写しにより行うこととし、適正な実績報告となるよう事務処理を改善した。

【企業局】

1 企業局 (監査年月日：令和3年7月20日)

| 令和3年度 監査結果（指摘事項） | |
|---|-------------------------|
| 【委託契約における事務処理について】 | |
| 次の委託契約において、再委託の承認がないまま、委託業務の一部（複数）が再委託されていた。また、当該業務の契約主体が企業局へ移管した令和元年度以降、本年度までの3か年度の再委託も同様に承認手続きがされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（流域下水道課） | |
| 契 約 名 | 流域下水道施設の維持管理業務委託（令和2年度） |
| 措置の内容（令和4年度報告分） | |
| 【原因】 | |
| 再委託承認手続の必要性について、認識不足であったため。 | |
| 【措置内容】 | |
| 令和3年度の委託契約分については、指摘後速やかに再委託承認手続きを行った。 | |
| 令和4年度分については、令和4年3月の委託額に係る協議及び協定締結依頼の際に、再委託承認申請書の提出を求め、令和4年4月1日付で、委託料の額に関する協定の締結と同時に再委託承認の通知を行っている。今後も同様の手続きにより、適正な事務処理を行う。 | |

【議会事務局】

1 議会事務局 (監査年月日：令和3年7月21日)

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約の内容は、数量及び寸法の異なる同一品のカーテンの取付であるが、合理的な理由なく5件に分割して発注し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、見積合わせにより随意契約を行っていた。委託業務の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札に付することが原則であることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。

(総務課)

| | |
|-----|---|
| 業務名 | 広島県北館3階カーテン撤去・取付業務委託（令和2年度） 広島県議会委員会室（北側）カーテン撤去・取付業務委託（令和2年度） 広島県議会委員会室（南側）カーテン撤去・取付業務委託（令和2年度） 広島県議会議事堂3階カーテン撤去・取付業務委託（令和2年度） 広島県議会委員会室（その他）カーテン撤去・取付業務委託（令和2年度） |
|-----|---|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

担当者を含め所属内で研修会を実施し、発注事務への認識を深めるとともに、相互チェックを可能とするため予め発注スケジュールを作成し所属内で共有することで適正な事務の進行管理を行った。

【教育委員会】

1 教育委員会事務局 (監査年月日：令和3年7月26日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約における事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

- (ア) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく、県知事（建築主事を置く市町村の長）への通知等を行っていなかった。

| | |
|-------|--|
| 契 約 名 | 広島県立庄原実業高等学校外災害復旧工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条、第12条、第13条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

組織的なチェック体制が不十分だったため、該当の工事について、建設リサイクル法に基づく通知等を失念していた。

【措置内容】

北部建設事務所に対し、工事に伴って発生したコンクリートがら等に係る報告を事後に行った。
また、正副の担当者が、関係法令一覧表により、通知等の漏れがないか確認するなど、チェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 工事請負契約における事務処理について】

工事請負契約における事務処理において、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。（施設課）

- (イ) 建設工事請負契約書を相手方決定の日から5日以内に作成していなかった。

| | |
|-------|--------------------------|
| 契 約 名 | 広島県立音戸高等学校外災害復旧工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第9条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

建設工事であるにもかかわらず、広島県契約規則第24条第2項に規定する「やむを得ない場合」に該当するものと誤って認識していた。

【措置内容】

正副の担当者が、関係規則等に基づく手続きの漏れがないか確認するなど、チェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 借受物品の管理について】

次の借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知をしていなかったため、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（高校教育指導課）

| | |
|-----|-------------------|
| 物 品 | 分身ロボット OriHime 3台 |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第14条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

単年度の契約で借り受けた物品について、受入の通知等の手続が必要であるという職員の認識が不足していた。

【措置内容】

借受物品について、物品出納職員に対し、受入の通知（備品登録）を行った。
所属職員に物品マニュアル等を用いて、適正な物品管理について改めて周知を図った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 財産調査について】

施設課長は、財産の管理の適正を期し、その効率的運用を図るため、毎年財産の実地調査計画を立て、少なくとも3年間に1回はその職員をして実地調査をさせるものとされているが、県立学校を除き行われていなかった。適切かつ合理的な計画を立て、適正な事務処理に努められたい。（施設課）

| | |
|-----|---------------------|
| 根 拠 | 広島県教育委員会公有財産管理規則第5条 |
|-----|---------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

実地調査の対象機関が県立学校に限られるものと誤って認識していた。

【措置内容】

県立学校以外の全ての対象機関（7所属〔教育センター、埋蔵文化財センター、みよし風土記の丘、歴史民俗資料館、歴史博物館、頬山陽史跡資料館及び福山少年自然の家〕）の実地調査を行った。

また、財産の実地調査計画の中に、県立学校以外の対象機関への調査実施を明確に位置付けることとした。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【PTA空調に係る負担金の事務処理について】

PTA空調の使用に係る経費については、令和2年5月以降公費負担に切り替えることとし、負担金としてその取扱いを定めるとともに「県立学校における空調設備の使用に関する負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、各県立学校において交付事務を行っているものであるが、今年度実施した県立学校の監査において、交付要綱どおりに支払われていないものが多数見受けられたことから、その原因を究明する必要がある。

また、当該負担金は、当年度に概算払で交付申請額を全額交付し、翌年度に額の確定後、精算することとなっているが、不足額の追加交付について、当年度の予算で執行するにもかかわらず、追加交付に係る交付決定（支出負担行為）を翌年度に行う事務の流れになっており、支出負担行為と支出が同一の年度になっていないことから、交付事務の手続を見直すとともに合理的で負担の少ない事務処理となるよう適切な措置を講じる必要がある。（施設課）

| | |
|------|---------------------|
| 負担金名 | 県立学校におけるPTA空調に係る負担金 |
|------|---------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

負担金の交付に当たっては、これまでの四半期ごとの概算払に加え、一定の場合には、完了払により交付することも可能にするとともに、不足額の追加交付については、当該年度の3月末日までに変更の交付決定を行うよう交付要綱を改正した。

また、事務職員が参加する研修等の機会を捉えて、交付要綱に沿って事務処理を適正に行うよう、改めて周知徹底を図った。

2 県立教育センター (監査年月日：令和3年6月17日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る3種煙感知器、誘導灯及び制御盤の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 契約名 | 広島県立教育センター庁舎総合管理業務（令和元～3年度） |
|-----|-----------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

委託契約に係る特記仕様書の作成に当たり、消防用設備の現物確認を行っておらず、機器の数量確認が不十分であった。

【措置内容】

当該契約については、設備の現物確認を行い、機器の実際の数量を確定させ、正しい数量の特記仕様書を作成し、変更契約を締結した。

今回の指摘を受けて、現物確認を行なながら消防用設備の設置状況を館内図に書き込み整理したことから、当該館内図を適切に管理し、今後、仕様書作成時には、当該館内図を基に複数人で現物確認を行うことについて、所属内で徹底し、チェック体制を強化した。

3 県立歴史民俗資料館 (監査年月日：令和4年3月1日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る消防設備の種類及び数量を誤って特記仕様書及び設計書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 契約名 | 広島県立歴史民俗資料館消防用設備等保守点検業務（令和2～4年度） |
|-----|----------------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

当委託業務事務を進める上で必要な消防設備の知識の習得について、十分な研修指導等が行えていなかったため、適正な設計書を作成できていなかった。また、点検報告書との突合を行うなどの点検が不足していた。

【措置内容】

最新の設計書項目に応じ、現在の設備内容と点検報告内容との照合確認を行った上で変更契約を締結した。

また、今回の指摘事項の内容を所属内で共有して理解の徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【文書管理システムの適正な使用について】

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県教育委員会事務局等文書管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

| | |
|-----|------------------------|
| 根 拠 | 広島県教育委員会事務局等文書管理規程第21条 |
|-----|------------------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

広島県教育委員会事務局等文書管理規程を再確認するとともに、これまでの認識を改め、規程に基づき適正に文書管理システムの使用するよう全職員に周知を行った。

4 県立呉三津田高等学校 （監査年月日：令和4年3月1日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく手続について】

次の工事請負契約は、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事（建築主を置く市町村の長）への通知を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立呉三津田高等学校防球ネット改修工事（令和2年度） |
| 根 拠 | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第8条第1項第2号 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

建設リサイクル法に基づく通知を行うことを失念していた。

【措置内容】

通知の提出先である呉市建築指導課に確認し、工事の報告書を提出した。

再発防止のため、今回の指摘事項について事務室内に周知するとともに、根拠資料を事務室全員で再確認して理解の徹底を図った。

5 県立海田高等学校 (監査年月日 : 令和4年3月1日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 備品の管理について】

寄附により取得した次の備品について、寄附受納の手続を行っていなかった。また、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|--------------------|
| 品名 | 冷水機 3台 |
| 根拠 | 物品管理規則第11条第1項、第41条 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

広島県立海田高等学校生徒会が購入し、校内で使用していた備品であったため、寄附という概念でとらえておらず、寄附受納手続きを行っていなかった。そのため、備品登録も行っていなかった。

【措置内容】

寄附受納手続きを行い、遡って備品登録を行った。

また、再発防止のため、今回の指摘事項について事務室内に周知し、事務室全員で再確認して理解の徹底を図った。

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【イ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 冷水機 7台 |
| 根拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号） |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

冷水機がフロン類を使用した第一種特定製品に該当するということについて認識不足であったため、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成・保存していなかった。

【措置内容】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等を事務室内（正、副、事務長）で再度確認し、冷水機がフロン類を使用した第一種特定製品に該当することを理解した。冷水機の簡易点検について、令和3年12月以降は、3か月ごとの簡易点検を実施し、作成した記録簿に記録し保存している。

また、再度フロン類の使用機器の数量等を確認し、機器台帳と照合し、点検数に漏れがないよう点検を行っている。

6 県立賀茂北高等学校 (監査年月日 : 令和3年12月1日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 委託契約における事務処理について】

次の委託契約において、賀茂北高等学校の消防設備等保守点検に係る煙感知器及び防火戸の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------|
| 契約名 | 県立学校消防用設備等保守点検業務（呉・東広島地区） |
|-----|---------------------------|

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

令和2年3月3日締結の消防設備等保守点検業務委託契約の特記仕様書作成において、電気設備工事図面及び消防設備点検結果報告書と煙探知機及び防火戸の現物確認が十分ではなかった。

【措置内容】

電気設備工事図面及び消防設備点検結果報告書と煙探知機及び防火戸の現物を確認の上、拠点校に契約変更を依頼し、令和4年3月9日付で契約変更を行った。

再発防止のために、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、仕様書の作成においては複数人により現物確認を行うこととし、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【イ フロン類を使用した機器の廃棄における事務処理について】

次のフロン類を使用した第一種特定製品について、買替により納入業者に引き取ってもらい、廃棄を行ったが、第一種フロン類充填回収業者以外への引渡しのため、引渡しにおいて委託確認書を交付する必要があるが、行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|----------------------------------|
| 使用機器 | 冷水機 1台 |
| 根 拠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第43条第2項 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律についての認識不足による。

【措置内容】

監査後、事務室内（正・副・事務長）で関係法令（フロン類を使用した業務用冷凍空調機器の所有者である第一種特定製品の管理者及び第一種特定製品廃棄等実施者の責務等）及び事務処理を再確認した。また、所管する西部厚生環境事務所環境管理課の指導の下、指摘事項の適正な事務処理について是正を行った。

7 県立安芸府中高等学校 (監査年月日 : 令和4年1月31日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【負担金の支出について】

次の負担金の支出において、令和2年度に係る経費を令和3年4月6日に概算払で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 負担金名 | 令和2年度 PTA空調に係る負担金 |
| 根 拠 | 地方自治法第208条 地方自治法施行令第143条 支出マニュアル Q&A 10 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

本来、PTA等に令和2年12月末日までに概算払い請求書を提出させ、速やかに支出を行うべきであったが、PTAからの請求書の提出が令和3年3月30日であり、支出が遅れた。

【措置内容】

相手方の請求により支出するものであるからと、相手方が提出しない限り手続を行わないのではなく、適切に提出させるよう意識し、指導を行うよう心掛ける。また、今後万一にも類似したケースが発生した場合は、概算ではなく精算払いとするなど、適正な事務処理に努める。

令和3年度 監査結果 (改善を求める事項)

【工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約の指名業者選定において、業者を選定する項目を明確にすることなく、指名業者を選定していた。透明性の確保、適正な施工の確保のため、指名業者の選定理由を明確にする必要がある。

| | |
|-------|------------------------------|
| 契 約 名 | 広島県立安芸府中高等学校 トイレ改修工事 (令和2年度) |
| 根 拠 | 建設工事指名業者等選定要綱第5条 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【措置内容】

監査後、再発防止のため、今回の監査結果について事務室内で共有するとともに、今後は、決裁時に選定理由と対象者数を複数人で確認することをルール化するなど、事務室のチェック体制を強化した。

8 県立広島聴覚学園高等学校 (監査年月日: 令和2年10月21日, 令和3年7月30日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 物品購入に係る事務処理について】

物品購入に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 一部は平成30年度に発注・納品されているが、令和元年度の契約に含めて処理し、代金を新年度(令和元年度)の予算から支出していた。

| | |
|----|---|
| 品名 | 出入管理設備 |
| 根拠 | 地方自治法第208条 地方自治法施行令第143条第1項第4号 広島県物品管理規則第4条 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

当初は令和元年度に発注・契約する予定であったところ、平成31年4月の開校までに物品の一部を調達する必要が生じたことから、平成30年度中に納品させたものの、必要な手続きを失念していた。

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、物品購入に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

また、今後は計画的な物品発注を行うよう、意識付けを行った。

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 物品購入に係る事務処理について】

物品購入に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(イ) 発注決裁書を作成していなかった。

| | |
|----|--|
| 品名 | 厨房調理機器(平成30年度購入) 厨房保管及び衛生機器(平成30年度購入) 造作家具等(Cafeteria)(平成30年度購入) 造作家具等(Language Center)(平成30年度購入) 造作家具等(Administration Center)(平成30年度購入) 造作家具等(式典用)(平成30年度購入) 収納家具等一式(令和元年度購入) |
| 根拠 | 広島県物品管理規則第10条第1項 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

1件当たりの設計金額が高額であったことから、原議により処理すべきものと誤認し、発注決裁書によらず事務処理を行った。

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、物品購入に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 物品購入に係る事務処理について】

物品購入に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 発注決裁書を契約締結後に作成していた。

| | |
|-----|---|
| 品 名 | シンク付両開き収納 ほか（令和元年度購入 3件） 生徒用ロッカー（令和元年度購入 3件） |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第10条第1項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

発注決裁書の作成を失念していた。

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、物品購入に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 備品の管理について】

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------|
| 品 名 | サッカーゴール 2台（1組） |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第41条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

備品台帳への登録を失念していた。

【措置内容】

監査実施後、速やかに備品台帳への登録を行った。

また、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、備品の適正な管理について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 物品購入に係る節の区分について】

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目（節）で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

（ア）備品購入費の節で消耗品も購入していた。

| | |
|-----|-------------------|
| 品 名 | 収納家具等 一式（令和元年度購入） |
| 根 拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

契約内容に応じて科目更正を行う予定であったが、その処理を失念していた。

【措置内容】

監査実施後、速やかに、備品台帳を修正し、適正な品名及び金額で再度登録した。

また、関係規程等を再確認し、適切な科目（節）での支出について、所属内で徹底を図るとともに、決裁時に複数人で確認することにより、チェック体制を強化した。

加えて、支出科目（節）の誤りが判明した際は、速やかに科目更正を行うよう意識付けを行った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 物品購入に係る節の区分について】

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目（節）で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

（イ）備品の購入に一部需用費の節が充てられていた。

| | |
|-----|--|
| 品 名 | 厨房調理機器（平成30年度購入） 厨房保管及び衛生機器（平成30年度購入） |
| 根 拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

契約内容に応じて科目更正を行う予定であったが、その処理を失念していた。

【措置内容】

監査実施後、速やかに、備品台帳を修正し、適正な品名及び金額で再度登録した。

また、関係規程等を再確認し、適切な科目（節）での支出について、所属内で徹底を図るとともに、決裁時に複数人で確認することにより、チェック体制を強化した。

加えて、支出科目（節）の誤りが判明した際は、速やかに科目更正を行うよう意識付けを行った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 物品購入に係る節の区分について】

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目（節）で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 契約金額の一部を誤って需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。

| | |
|-----|---------------------|
| 品 名 | カーテン・ブラインド（令和元年度購入） |
| 根 拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

支出科目（節）について、確認が不足していた。

【措置内容】

関係規程等を再確認し、適切な科目（節）での支出について、所属内で徹底を図るとともに、決裁時に複数人で確認することにより、チェック体制を強化した。

また、支出科目（節）の誤りが判明した際は、速やかに科目更正を行うよう意識付けを行った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ウ 物品購入に係る節の区分について】

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目（節）で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(エ) 需用費と備品購入費の節の内訳金額を誤って支出していた。

| | |
|-----|----------------------------|
| 品 名 | 電子黒板機能付きプロジェクターほか（令和元年度購入） |
| 根 拠 | 地方自治法施行規則第15条第2項 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

支出科目（節）について、確認が不足していた。

【措置内容】

関係規程等を再確認し、適切な科目（節）での支出について、所属内で徹底を図るとともに、決裁時に複数人で確認することにより、チェック体制を強化した。

また、支出科目（節）の誤りが判明した際は、速やかに科目更正を行うよう意識付けを行った。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【エ 物品購入に係る予定価格の設定について】

次の物品の購入において、予定価格調書作成後に調達の内容を変更したにもかかわらず、当初の設計により作成した予定価格によって入札を実施していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 品 名 | 造作家具等 (Cafeteria) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (式典用) (平成 30 年度購入) |
| 根 拠 | 広島県契約規則第 19 条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

調達内容の変更について、必要な手続きを失念していた。

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、入札に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【オ 委託契約に係る事務処理について】

次の委託契約において、(ア) 及び (イ) のとおり不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立広島歴史学園中学校・高等学校 消防用設備等保守点検業務（令和2年度） |
|-----|--|

(ア) 予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、超えていないものと誤認して随意契約していた。

| | |
|-----|---------------|
| 根 拠 | 広島県契約規則第 29 条 |
|-----|---------------|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

随意契約により契約できる金額について、確認が不足していた。

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、予定価格に応じた委託契約に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【才 委託契約に係る事務処理について】

次の委託契約において、(ア)及び(イ)のとおり不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立広島聴智学園中学校・高等学校 消防用設備等保守点検業務（令和2年度） |
|-----|--|

(イ) 消火器の数量及び感知器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

特記仕様書の作成に当たり、消火器等の種類・数量の確認が不十分であった。

【措置内容】

消火器の数量及び感知器の種類・数量を再度確認し、令和3年度契約において、適正な内容で特記仕様書を作成した。

また、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、今後、特記仕様書の作成に当たっては、消火器等の種類・数量について、複数人により現物確認を行うこととし、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【カ フロン類を使用した機器の点検等について】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 使用機器 | 冷温水機 8台 |
| 根 抠 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示第13号） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

冷温水機について、簡易点検が必要なものであるとの認識が不足していた。

【措置内容】

監査実施後、速やかに、簡易点検を実施するとともに、記録簿を作成した。

また、所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、フロン類を使用した機器の適正な管理について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【ア 物品契約事務の適正化について】

物品契約事務において、同じ仕様や同種の物品を同時期に購入しているにもかかわらず、合理的な理由なく分割して発注している契約があった。物品購入の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札（予定価格が基準額以上であれば特定調達契約）に付することが原則であり、また、法令、規則等に従って正確な方法で契約する必要があることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。

| | |
|----|--------------------------|
| 品名 | シンク付両開き収納 ほか（令和元年度購入 3件） |
|----|--------------------------|

| | |
|----|---------------------|
| 品名 | 生徒用ロッカー（令和元年度購入 3件） |
|----|---------------------|

| | |
|----|-----------------------------|
| 品名 | 電子黒板機能付きプロジェクター（令和元年度購入 2件） |
|----|-----------------------------|

| | |
|----|--|
| 品名 | 厨房調理機器（平成30年度購入） 厨房保管及び衛生機器（平成30年度購入） |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 品名 | 造作家具等（Cafeteria）（平成30年度購入） 造作家具等（Language Center）（平成30年度購入） 造作家具等（Administration Center）（平成30年度購入） 造作家具等（式典用）（平成30年度購入） |
|----|--|

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し、物品契約に係る適正な事務処理の遂行について、所属内で徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【イ 備品登録について】

厨房調理機器、厨房保管及び衛生機器や特別教室棟の収納家具一式の購入に伴う備品登録について、取得金額で登録されていないものや備品登録されていないものが多数見受けられた。再度確認を行い、適切に備品登録を行う必要がある。

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

監査実施後、速やかに備品台帳の修正及び登録を行った。

また、所属内において今回の指摘事項を周知するとともに、関係規程等を再確認し備品の適正な管理について徹底を図り、組織全体でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果（改善を求める事項）

【ウ 工事の執行について】

教育委員会においては、一件 500 万円未満の営繕工事については事務の委任を受けているが、一件 500 万円以上の営繕工事については営繕課で行うこととされている。

しかし、請負金額が 1,900 万円余の防犯カメラ及び赤外線センサー等設置工事について、建物外の工事が含まれることから、営繕工事に該当しない土木工事として学校で発注していた。当該工事については、営繕工事に該当するものと考えるのが相当と思われ、工事の発注に当たっては疑義が生じないよう、教育委員会事務局及び営繕課と十分に調整を行う必要がある。

措置の内容（令和4年度報告分）

【措置内容】

所属内に今回の指摘事項を周知するとともに、工事の発注に当たっては、事前に教育委員会事務局担当課等と緊密に連携し、十分に調整を行うよう、所属内で徹底を図った。

9 県立吳南特別支援学校 （監査年月日：令和4年1月31日）

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【ア 特別支援教育就学奨励費の支給額について】

令和3年度第1回の特別支援教育就学奨励費について、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の対象となる経費の範囲は購入費の額とされているにもかかわらず、保護者の負担した消費税等を除いた額を補助対象経費の範囲としていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---|
| 根 拠 | 特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱第5条 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 別記2 |
|-----|---|

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

就学奨励費の支給対象用品と支給対象外用品の混在する根拠資料（レシート）を確認する際、外税の用品を内税と誤認したため消費税分が支給されていなかった。

【措置内容】

消費税分は速やかに支給し、再発防止のため今回の指摘事項を事務室内で共有した。

また、就学奨励費の支給対象用品と支給対象外用品の混在する根拠資料を確認する際は従来からマーキングすることにより明確にしていたが、このマーキングの色を内税と外税で異なる色とすることで区別することとし、また、決算時には複数人で確認することにより、事務室内のチェック体制を強化した。

さらに、支給額を精査するため支給対象者別に作成している「新入学学用品・通学用品購入費支給額計算書」に外税と内税が確認できる欄を設けた。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について】

行政財産の使用許可に伴う電気料金の徴収について、ファクシミリの消費電力量を1桁多く算定したため、徴収した電気料金が過大であった。適正な事務処理に努められたい。（平成27年度～令和2年度）

| | |
|-----|--|
| 対 象 | ファクシミリの設置に伴う電気料金 |
| 根 抠 | 広島県教育委員会公有財産管理規則第27条 公衆電話機及びファクシミリの使用許可における負担電気料金の徴収について（平成27年4月24日付け管理部施設課長通知） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

行政財産の使用許可を行った令和27年度の必要経費徴収の起案時に、算出基礎となる待機時の消費電力の桁数を誤り0.0007kWとすべきところを0.007kWで算出したため過大に徴収した。その後、過去の起案を参考として使用説明書との照合を行わないまま算出し徴収したため、平成28年度から令和2年度まで過大に徴収した。

【措置内容】

過大徴収した電気料金については速やかに返金し、再発防止のため今回の指摘事項を事務室内で共有するとともに、年度当初に行う必要経費徴収の起案には、算出根拠となる使用許可された機材の消費電力が記載された書類（取扱説明書）の写しを添付することとし、決裁時には複数人で確認することにより、事務室内的チェック体制を強化した。

【公安委員会】

1 広島中央警察署 (監査年月日 : 令和3年11月18日)

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【行政財産の使用許可に係る事務処理について】

次の行政財産の使用許可について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|----------------------|
| 財産 | 土地（広島中央警察署庁舎） |
| 根拠 | 広島県公有財産管理規則第61条、第64条 |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

土地に係る行政財産の使用許可については、財務会計システムに登録することにより使用許可手続を行う必要があったが、担当者の認識誤りにより、当該システムによらず使用許可手続を行っていたものである。また、本来であれば当該システムを使用して手続をすることで、使用許可台帳が作成され、財産管理課への報告もされるが、使用許可手続完了後においても、当該システムへの入力を失念しており、さらに当該システムとの突合作業を行っていなかったものである。

【措置内容】

受監後、速やかに財務会計システムへ入力を行った。

今後については、

○関係規程の習熟に努めるとともに、関係規程をよく確認し、慎重な手続を行う

○使用許可手続の都度、使用許可台帳を印字し、財務会計システムへの入力漏れがないか複数人で確認を行う

ことを徹底し、再発防止に努めている。

2 広島西警察署 (監査年月日 : 令和3年11月17日)

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 遺失物の取扱いについて】

遺失物の取扱いにおいて、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 遺失物の返還事務について

遺失者に遺失物を返還した際、遺失物の一部を返還していなかった。

| | |
|-----|----------------------------------|
| 物 件 | 財布（うち返還していなかった物件 旧通貨等（お守り（5円玉））） |
| 根 抱 | 遺失物法第6条 |

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

現金は旧通貨分を差し引いた金額で準備したが、旧通貨を金庫から取り出すことを失念したと思われる。

返還時は複数人で確認を行っていたが、確認の方法は担当者が拾得物件控書の金種を読み上げて、確認者が現金を数える方法であったため、担当者がお守り5円の読み上げを失念しても、確認者は気付くことができなかつたものである。

【措置内容】

還漏れのお守り5円を遺失者に速やかに返還した。

返還及び引渡し時は内容をよく確認して処理することについて、会計課内で指導教養を行った。

返還及び引渡し時の確認方法について、確認者が拾得物件控書と現金を直接確認する方法に改めるとともに、複数人でのチェック体制を強化した。

令和3年度 監査結果 (指摘事項)

【ア 遺失物の取扱いについて】

遺失物の取扱いにおいて、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(イ) 提出物件の管理について

提出物件のうち現金について、保管金出納簿と現金の保管状況を複数の者により開庁日ごとに確認していたにもかかわらず、監査日現在における保管金出納簿記載金額と実際の現金が一致していなかった。

根 抱 遺失物事務取扱要綱15(2)(3)

措置の内容 (令和4年度報告分)

【原因】

返還漏れの旧通貨が一時金庫外で保管された後に金庫内に移されたと推測され、現金の取り扱いが適切ではなかつた。

旧通貨は1件毎に封をしていましたが、コインケース等の下に隠れるなどしやすい状態にありました。

毎日の現金の確認は複数名で行っていたが、会計課長が隨時でしか確認を行っていなかつた。

現金の確認について、拾得金と準備金に意識が集中し、取扱いが少ない旧通貨の確認が形骸化していました。

【措置内容】

規定外の金品は金庫へ入れられないことを改めて課員へ指導した。

透明袋を拾得金庫内に備え、旧通貨が散乱することなく一括保管できるよう改めた。

不在時を除いて、会計課長が毎日保管金の確認を行うことを徹底した。

現金確認にあたっては、拾得金、旧通貨及び準備金をそれぞれ照合することを徹底した。

令和3年度 監査結果（指摘事項）

【イ 工事請負契約における事務処理について】

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|---------------------------------|
| 契約名 | 広島市西区己斐上2丁目ほか路側式道路標識設置工事（令和2年度） |
| 根 抱 | 路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部） |

措置の内容（令和4年度報告分）

【原因】

「路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）」において、標識柱3.5mの場合の基礎深は800mm、標識柱4.0mの場合の基礎深は900mmとされていることを失念し、標識柱4.0m・基礎深800mmの設計としていた。（工事3-2-②）

工期中の打ち合わせにより標識柱を3.5m→4.0mに変更したが、基礎深を800mm→900mmに変更することを失念していた。（工事3-2-①）

【措置内容】

指摘を受けた工事については、警察本部主幹課に協議の上、工事仕様書の基準に適合する内容で、是正工事を行った。

担当者に対して、工事仕様書に基づいた設計及び仕様変更とするよう指導教養を行った。

再発防止のため、監督員及び検査員は、工事仕様書等に基づいた事務処理について再度確認し、適正な施工管理に関する理解の徹底を図った。